

別記様式(第6関係)

		担当課	上下水道部経營業務課
会議の名称	第1回鴻巣市上下水道事業運営審議会(下水道事業)		
開催日	令和6年2月13日(火)		
開催時間	午前10時0分開会・午後0時15分閉会		
開催場所	鴻巣市役所本庁舎4階大会議室		
議長(委員長・会長)氏名	会長 田島 和彦 副会長 山田 和幸		
出席者(委員)氏名(出席者数)	田島 和彦(会長)、山田 和幸(副会長)、吉田 征人、熊谷 直子、渡辺 千鶴、笠原 実、山下 泰明、川上 郁貴、日野 努、羽鳥 典行(10名)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	なし(0名)		
事務局職員職氏名	上下水道部長 中根 治人 経營業務課長 伊藤 正一 下水道課副参事 関根 好一 経營業務課副課長 矢澤 恭子 経營業務課主査 近山 恭子 経營業務課主任 神成 洪作	上下水道部副部長 大堀 勝彦 下水道課長 堀 岳夫 下水道課主幹 篠澤 功 経營業務課主幹 中山久美子 経營業務課主査 原 健太郎 経營業務課主事補 岡野 美香	
傍聴の可否(傍聴者数)	傍聴可(傍聴者 0名)		
会議の内容	委員委嘱、紹介、正副会長選出、市長諮問挨拶 議題 (1) 審議会の進め方について(案) (2) 鴻巣市下水道事業経営戦略の概要について (3) 改訂にあたっての留意事項について (4) 事業の進捗状況について		
	(決定事項など) 次第に沿って事務局が説明を行う。 ◆会長に田島委員、副会長に山田委員を選出する。 ◆次第6議題(1)「審議会の進め方について(案)」資料3 事務局案を説明し、了承される。 審議内容は「鴻巣市下水道事業経営戦略改訂版(案)」である。 ◆次第6議題(1)「今後の審議内容とスケジュール(案)」資料4 事務局案を説明し、了承される。 審議会は全5回。 パブリックコメントによる意見募集を令和6年10月に実施する。 ◆議事録はホームページにて公開するとともに、書面は市役所本庁舎、吹上支所及び川里支所の市政情報コーナーに設置する。		

審議委員からの質問、意見は以下のとおり。

【議題に対しての審議委員からの質問、意見】

◆次第6議題(1)「審議会の進め方について」資料3

○質問書は市のホームページなどにアップされているのか。(19ページ)(委員)

→各委員宛に電子メールでデータを送付する。(事務局)

○5年前に経営戦略策定した際は何回の審議会を実施したのか。(委員)

→前回は、内容の審議として4回、最後に答申のため1回実施した。今回も前回と同様に、内容の審議として4回を予定している。(事務局)

○前回の審議会と同じような内容で審議を進めるのか。(委員)

→基本的には過去5年の事業の振り返りを行い、あわせて事業環境の変化を考慮した内容の見直しを行う。(事務局)

◆次第6議題(2)「鴻巣市下水道経営戦略の概要」資料5

○不明水は経営戦略更新に載せる必要があるのか。本市にとってどれくらい課題なのか。(11、25ページ)(委員)

→桶川市にある流域処理場での処理水のBOD濃度が夏よりも冬の方が2倍近くなることから、相当な不明水が流入している可能性がある。つまり、余計に水量を処理しているため、電気代が多くなり費用が増加することになる。そのため不明水の課題は大きい。(委員)

○不明水対策として、地下水や雨水の侵入水を防ぐとあるが、ゲリラ豪雨で降った雨水はどこに流れるのか。(25ページ)(委員)

→鴻巣市の下水道事業は分流式を採用しており、計画上は、雨水はすべて雨水管に流れ汚水管には入らない仕組みになっている。(委員)

○汚水にだけ料金がかかるのか。(委員)

→トイレの使用やシャワーなどの生活用水をはじめとする下水道の汚水は、水道使用量に応じて料金が徴収される仕組みになっている。一方、雨水処理は公費として税金が充てられている。しかし、マンホールなどから汚水管に雨水が入ることで、余計な汚水処理が増えるため、下水道使用者の負担が増えるという課題もある。(事務局)

○約8割と経費回収率が低い要因として、下水道使用料が低いのか、汚水処理費が高いのか、全国平均や他団体と比べてどうか。(12ページ)(委員)

→下水道使用料が低い状況である。要因としては先行投資で事業が進捗し、普及したにもかかわらず、料金収入の見直しがなされなかったためである。本市に限らず、全国的にそのような傾向にあったが、経費回収率を高めるため近年は下水道使用料を改定する動きがある。そのため、この場を借りて下水道事業の使用料について、議論を交わしたいと考えている。(事務局)

→近年の物価上昇が下水道使用料に反映されていない背景も経費回収率が低い要因である。(事務局)

→本市の下水道の整備は100%近くに達している。そのため、今後の下水道使用料収入の大幅な増加は見込めないと推測している。(事務局)

○汚水処理費は、今後も徐々に上がって右肩上がりなのか、あるいは下がるのか。(13 ページ) (委員)

→上昇することが見込まれる。維持管理費の高騰により、広域処理をしている荒川左岸北部流域下水道の汚水処理費用に対する市の負担額も来年度から約20%の値上げが決まっており、経営的な負担は大きい。(事務局)

○鴻巣市には中継ポンプ場があるのか。そして施設の耐水化は実施しているのか。(委員)

→中継ポンプ場は2箇所ある(事務局)

→中継ポンプ場が堤防の決壊で水に浸かると、何年も使用できない状況になる。そのため、該当の中継ポンプ場の浸水想定を確認し、必要に応じて耐水化を事業として組み入れてもいいのではないか(委員：提案)

→今回の改訂で組み入れる。(事務局)

○腐食が懸念される箇所とはどこか。(委員)

→調査点検を行い、管渠延長440kmのうち緊急度が高いところが腐食懸念の箇所である。随時、修繕や改築を行っている。鴻巣市下水道ストックマネジメント計画に基づいて、点検や調査を進めている。(事務局)

○点検調査は、管路延長440kmすべて5年に1度を実施しているのか。(委員)

→マンホールポンプや、ポンプ場に接続する管きょ、伏越しの合計47箇所は重点点検箇所として、5年に1度すべて点検調査を実施している。管渠延長でいうと約600mである。(事務局)

○重点点検箇所47箇所は耐水化の想定に入っているのか。(委員)

→47箇所の施設が耐水化の対象外であれば、今回の計画に組み入れてもいいのではないかと。(委員提案)

→重点点検箇所47箇所の人孔や管渠については、耐水化の対象には入っていないが、ストックマネジメント計画にて点検、調査を進めている。(事務局)

○BCPの運用や最近の取り組みについて(委員)

→BCPは災害対応時に非常に重要な位置づけにある。そのため、毎年更新を行い、実効性を維持している。(事務局)

◆次第6議題(3)「改訂にあたり留意すべき事項」資料6

○本市の下水道事業は、毎年赤字経営であり、不足分は税金で賄っている現状は芳しくないため、対策を立てる必要があるのではないかと。(委員)

→今後の審議会での議論の一つになると考えている。委員の皆様とともに検討していきたい。(事務局)

	<p>○公営企業の一部適用である下水道事業は、一般会計からの繰入が認められているものがあるのか。(委員)</p> <p>→総務省が定める繰出基準で認められているものがある。雨水処理費、水洗化にかかる経費、分流式下水道に要する経費などである。これらについては、鴻巣市も一般会計から負担金として繰入れている。その他の費用は原則私費で賄うものであるが、収支不足分については一般会計から補助金として補てんを受けている。(事務局)</p> <p>○今回の改訂の位置づけは、現行計画の中間見直しとするのか、新たに計画期間を定めた経営戦略とするのか、どちらか。(委員)</p> <p>→今回は、中間見直しとして経営戦略を改訂するイメージである。過去5年を振り返り、今後の方向性を見直す。(事務局)</p> <p>◆次第6議題(4) 「事業進捗状況」資料7</p> <p>○接続率が95%とあるが、下水道に接続していない人はどのように汚水処理をしているのか。(委員)</p> <p>→主に浄化槽を利用している。下水道への切り替えには、使用者負担でまとまった費用が発生することも、接続がなされない理由の一つと考えている。(事務局)</p> <p>○審議会の資料には、現行経営戦略の該当ページを記載してもらいたい。(委員)</p> <p>→対応する。(事務局)</p> <p>○資料7の進捗状況の表で、「民間活用の推進」の項目をはじめ、表記が分かりづらい箇所がある。(委員)</p> <p>→「強化」や「継続」など、判断する基準を再度整理するとともに、矢印の表記など、わかりやすい資料の作成に努める。なお、民間活用は今後メニューを増やして強化していく方針である。(事務局)</p> <p>【連絡事項】</p> <p>◆第2回鴻巣市上下水道事業運営審議会(下水道事業)は、令和6年7月18日(木)午前10時から行うこととした。</p>
配布資料	<p>資料1 審議会委員名簿</p> <p>資料2 鴻巣市上下水道事業運営審議会条例</p> <p>資料3 審議会の進め方について(案)</p> <p>資料4 今後の審議内容とスケジュール(案)</p> <p>資料5 鴻巣市下水道事業経営戦略の概要</p> <p>資料6 改訂にあたり留意すべき事項</p> <p>資料7 事業進捗状況について</p> <p>参考 鴻巣市下水道事業経営戦略(本編・概要版)</p> <p>質問書 聞いてみたい鴻巣の下水道</p>

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。